

## 令和3年度予算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和3年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 107,000 千円

### 【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,451,133 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源				一般財源
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	526,975	290,677	0	0	27,867	208,431
	老人福祉事業	227,173	14,861	0	743	1,013	210,556
	児童福祉事業	661,964	479,245	0	12,834	74,270	95,615
	小計	1,416,112	784,783	0	13,577	103,150	514,602
保健衛生	予防事業	35,021	717	0	0	3,850	30,454
	小計	35,021	717	0	0	3,850	30,454
合計		1,451,133	785,500	0	13,577	107,000	545,056

令和3年4月30日

錦町長 森本 完一